

資料 3 - 2

平成 2 5 年 2 月 定例会 (事前)

総務委員会資料 政策創造部

徳島県離島振興計画 (案)

(平成 2 5 年度 ~ 3 4 年度)

徳 島 県

目 次

離島振興の基本的考え方	1
伊島地域振興計画	4
第1章 地域の現況	
第1節 地域の概況	5
第2節 地域の特性	5
第2章 計画の内容	
第1節 離島の振興の基本方針に関する事項	7
第2節 交通及び通信施設の整備、往来及び流通に要する費用に関する事項	7
第3節 産業の振興等に関する事項	9
第4節 就業の促進に関する事項	10
第5節 生活環境の整備に関する事項	10
第6節 医療の確保等に関する事項	12
第7節 介護サービスの確保等に関する事項	12
第8節 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項	13
第9節 教育及び文化の振興に関する事項	13
第10節 観光の開発に関する事項	14
第11節 地域間交流の促進に関する事項	15
第12節 自然環境の保全及び再生に関する事項	16
第13節 エネルギー対策に関する事項	17
第14節 防災対策・国土保全施設等の整備に関する事項	17
第15節 人材の確保及び育成に関する事項	18
出羽島地域振興計画	19
第1章 地域の現況	
第1節 地域の概況	20
第2節 地域の特性	20
第2章 計画の内容	
第1節 離島の振興の基本方針に関する事項	22
第2節 交通及び通信施設の整備、往来及び流通に要する費用に関する事項	22
第3節 産業の振興等に関する事項	23
第4節 就業の促進に関する事項	24
第5節 生活環境の整備に関する事項	25
第6節 医療の確保等に関する事項	26
第7節 介護サービスの確保等に関する事項	27
第8節 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項	27
第9節 教育及び文化の振興に関する事項	28
第10節 観光の開発に関する事項	29
第11節 地域間交流の促進に関する事項	30
第12節 自然環境の保全及び再生に関する事項	31
第13節 エネルギー対策に関する事項	31
第14節 防災対策・国土保全施設等の整備に関する事項	32
第15節 人材の確保及び育成に関する事項	33

離島振興の基本的考え方

1 計画の趣旨

この計画は、離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条の規定に基づき、徳島県が離島を有する阿南市及び牟岐町が地域の意見を反映して作成した離島振興計画案をもとに、広域的視点から県内離島地域の振興を図るために講じようとする施策の方向及び内容を定めるものである。

2 計画の期間

この計画の期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間とする。

ただし、今後、離島地域を取り巻く社会環境、経済情勢の変化や地域の自立的発展に向けた取り組みの推移等を勘案しつつ、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

3 計画の対象地域

離島振興法第2条第1項により離島振興対策実施地域に指定されている阿南市伊島及び牟岐町出羽島

4 地域の現況

本県の離島については、阿南市伊島が昭和32年に、牟岐町出羽島が昭和34年に離島振興対策実施地域に指定されている。

この指定以来、産業の振興に関しては、両島の主要産業である水産業の振興を目的として、漁港施設の整備、水産資源の培養のための魚礁の設置等を行うとともに、伊島においては、生活環境改善のためのコミュニティ・プラントの建設、教育基盤である学校施設の充実に努め、また、出羽島においては、医療環境充実のため診療所を改築するなど、平成24年度末までの50年間余りにわたり離島地域の振興、活性化のための事業を積極的に行ってきた。

こうした結果、両島における社会基盤整備は着実に進み、基礎的条件の改善は一定の成果を挙げてきたものの、依然として医療施設等の生活基盤は十分でなく、本土との航路運行も天候に影響され不安定であるなど、多くの課題が残されている。

また、主要産業である水産業については、漁獲高の減少、魚価の低迷と後継者不足の問題が深刻化しており、急速な少子・高齢化の進行に伴い、地域社会の活力低下が懸念されるという事態となっている。

一方、本県の離島は、いずれも室戸阿南海岸国定公園に指定され、豊かな海洋資源、変化に富んだ自然景観、時がゆったりと流れる感覚にさせてくれる生活環境、固有の歴史・文化など魅力ある地域資源に恵まれ、訪れる人々にやすらぎを与える個性豊かな地域であり、このことは、国民の自然とのふれあいを求める志向の高まりと合致する保養・余暇活動の場として、また、自然環境の保全や環境教育を行う場、本土へ新鮮な食料を安定的に供給する拠点として、国家的・国民的にも貴重な役割を担っている。

5 離島振興の基本方針 ～人も自然も輝く魅力ある島づくり～

両島は、離島振興法の制定以来、離島振興計画に基づき施策を実施してきた結果、基礎条件の改善に一定の成果をあげてきたが、人口減少や高齢化が進行し、基幹産業である水産業の停滞などにより課題をまだまだ抱えている。一方で、自然環境・生態系の保護・保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供など国家的役割、国民的役割があり、これを継続的に担っていくためには、島の特性を生かした地域づくりを推進し、自立的発展や定住の促進を図っていく必要がある。

こうしたことから、両島が自立的発展に向けた地域づくりを推進していくため、両島固有の豊かな地域資源とその役割に光を当て、主要産業である水産業の振興、美しい景観の保全、地域間交流による活性化、高齢者等の保健福祉の向上、地震災害などへの防災対策等に取り組むこととし、次の3つの視点から6つの基本的な施策を推進することを基本方針とする。

(1) 安全で安心して快適に暮らせる島づくり

○互いに理解し助け合う島づくり

住民が安心して快適に暮らせるよう、生活環境の改善、情報基盤の整備、防災体制の強化などを図り、個性的で魅力的な住みよい生活空間の整備を推進するとともに、住民一人ひとりが健康で安心して充実した生活を送れるよう、保健、医療、福祉等の各分野において、お互いに理解し助け合うサービスや人づくり、体制整備の充実に努める。

また、住民負担の軽減についても配慮するように努める。

○災害に強い島づくり

災害から自分と家族及び地域を守るため、住民の防災意識の向上を図るとともに、地域の防災対応力の水準を把握し、「自助」、「共助」、「公助」の適切な役割分担を明確にし、これまでの防災だけでなく、新たに「助かる命を助ける」減災の視点を加え、総合的な取組みを推進する。

(2) 地域資源を活用した豊かな島づくり

○豊かな自然・文化資源を生かした島づくり

豊かな自然環境は、自然との触れ合いの場や機会を与えてくれる「癒しの空間」を提供してくれるなど、県民は元より国民の財産であり、自然環境の保全・再生並びに適正利用に努める。同時に、島が有する多様な文化の継承、歴史的遺産の維持・保護に努める。

○豊かな海洋資源を生かした島づくり

豊かな海洋資源を生かした水産業の振興など島の特性を生かした産業の維持・発展を図り、雇用機会の増大に努める。また、漁業体験などの体験交流プログラムを作成するなど地域間交流の促進を図る。

(3) 多様な主体による元気な島づくり

○交流と連携による元気な島づくり

美しい景観や豊富な海洋資源など魅力ある地域資源を生かし、住民の自主的な取組みのほか、他地域に住む人や団体、大学などと連携して、地域の特性を生かした交流の場を提供することにより、国内外を問わず新たな交流機会の創出を図り、二地域居住やU J I ターンなどによる定住につながる地域づくりを推進する。

○住民主体・住民参画の元気な島づくり

地域の自立に向けて、島民一人ひとりが、島が有している魅力を再認識し、島に愛着と誇りを持ち、住民が主体となって地域の特性を生かした創意工夫溢れる地域づくりを推進する。

伊 島 地 域 振 興 計 画

徳 島 県

第1章 地域の現況

第1節 地域の概況

1 地勢・気候

伊島は、四国の最東端阿南市蒲生田岬から東方約6キロメートルの紀伊水道上に位置する孤立小型離島である。

面積は1.58平方キロメートル、行政区域は阿南市に属し、集落地を除く全域が室戸阿南海岸国定公園に指定されている。

地形は全島砂岩からなり、山がちで、島面積の約75%の118ヘクタールを林野が占め、耕地はほとんどない。島の西側にある前島との間の狭い水道に面した2ヘクタールほどの平地に集落が密集している。

気候は温暖であるが、冬期に北西の季節風が強いため高波となり、航路欠航の最大原因となっている。

2 人口

国勢調査による人口推移をみると、平成22年調査時点で人口167人、世帯数76世帯であり、平成12年調査時点の189人から10年間で11.6%減少し、同期間における徳島県全体の4.7%減、阿南市の3.7%減と比較しても格段の減少となっているが、平成2年から10年間の減少率29.7%から比較すると減少率は少なくなっている。

また、老年人口比率は32.9%に達し、高齢化が進行しているが、平成12年調査時点37%より低減している。

なお、年少人口は平成22年調査時点で18人、平成12年調査時点では22人、生産年齢人口は平成22年調査時点で94人、平成12年調査時点では97人となっている。

3 産業

基幹産業は水産業であり、全就業者の69%以上は漁業に従事している。

昭和32年の離島指定以来、水産基盤の整備を中心に資本投資がなされてきた結果、イセエビ・アワビ等の天然漁場に恵まれていることもあいまって、本地域の漁業者は比較的高い収入を得ている。

第2節 地域の特性

本地域は、集落地を除く島全域が国定公園に指定され、固有種の「イシマササユリ」をはじめとする希少植生物が自生し、全国的にも貴重な野鳥が飛来するなど、環境汚染にさらされていない手つかずの自然環境が残されている。

また、島の周囲は無数の荒磯からなり、イセエビやアワビ等の良好な漁場であると同時に、イシダイ、グレ（メジナ）、チヌ（クロダイ）等が数多く生息し、県下有数の磯釣り場として多くの釣り客が訪れている。

この豊かな自然環境は、県民はもとより国民全体の価値ある財産として後世へ引き継ぐべきものであり、自然との触れ合いの場及び機会を与える「いやしの空間」として、また自然環境の保護保全や環境教育を行う場として、貴重な役割を担っている。

さらに、伊島漁港は、紀伊水道を航行する船舶の安全性を確保する避難港として、また京阪神への新鮮な魚介類を安定的に供給する拠点としての役割を有し、消費者の「食」への関心が高まっている中、その重要性はますます高まっている。

第2章 計画の内容

第1節 離島の振興の基本方針に関する事項

伊島における振興の基本理念は、「次世代においても持続可能な水産業の振興を図り、漁業所得の増大によって若者の流出を抑制し、U J I ターンによる人口増加を目指す。」としており、主要産業である水産業の振興を第一に、生産基盤の強化、水生動植物の生育環境の保全及び改善、水産資源の増大、水産物の付加価値を高めるための品質管理及び販売促進等、販路拡大の施策を重点的かつ一体的に推進する。

また、自然観光資源の保護に配慮しながら地域の主体的な取組のもと、水産業と調和する体験型・滞在型観光の振興を図り、交流人口の拡大によって地域活力を向上させ、自立的発展を促進していく。こうした中で、住民を中心に交流の受け皿となる組織づくりを進め、地域内の連帯感をさらに高めるとともに、島外に出ている島出身者を含め地域外部の人材や、大学等によるグループの支援を活用し、島おこしを担う人材の確保、育成を図る。

一方、地域環境に関しては、家庭ごみ等の減量化及び再資源化を進めるとともに、漂着ごみの回収などによって貴重な自然環境の保全に努め、人と自然とが共生する「エコ・アイランド」として全国に誇れる地域づくりを目指す。

また、すべての住民が快適で安心して暮らせる地域社会を構築するため、防災基盤、医療体制、介護サービス等の充実に努めるとともに、住民の相互扶助による防災活動、福祉活動を支援し、各分野における人材の育成に取り組む。

さらに、本土との定期航路を整備拡充することにより、隣接する那賀町、美波町と定住自立圏共生ビジョンを策定し、高知県の室戸市と安芸市とでAMA（阿南市・室戸市・安芸市）地域連携協定を結んでいる阿南市を中核とする、生活圈域の拡大を図り、隔絶性の軽減に努めることとする。

第2節 交通及び通信施設の整備、往来及び流通に要する費用に関する事項

1 現況と課題

(1) 航路

本土との交通は、伊島・答島航路のみであり、伊島漁港と本土答島の間15.4キロメートルをみしま（平成15年建造。軽合金船19トン。定員48名。）が1日3往復、片道30分で郵便船を兼ねて運航し、年間約1万6千人を輸送している。

平成15年、現行船の就航後、所要時間が短縮され、平成20年度に答島港でバリアフリー棧橋が完成し、船舶関係施設がバリアフリー化になるなど、利便性は向上した。一方、国、県及び市が共同して欠損額への助成を行い、航路の維持に努めてきたものの、地域の人口が年々減少し、高齢化も進む中で、輸送人員数も減少傾向にある。

利用上の問題点としては、1日3往復しかないため本土への通勤・通学が制

約されていること、バス停、駅まで遠く乗り継ぎが悪いこと、冬期に欠航が多いことがあげられる。

(2) 島内交通

本地域は狭い平地に集落が密集しており、道路はコンクリート舗装で幅員が狭いため、交通手段は徒歩、自転車等に限定され、自動車は1台もない状況である。

(3) 情報・通信施設

携帯電話の通話環境はおおむね良好である。テレビについては、共同受信施設組合により地上デジタル放送に対応している。

情報基盤施設については、小・中学校等の公共施設においては高速無線接続インターネット環境を整備している。一般家庭におけるインターネット接続は、FOMAデータ通信により接続可能となっている。

2 施策の内容

(1) 離島航路の維持・整備

本土との定期航路は、住民の生活に密着した交通手段であるとともに、地域間交流を推進する上で欠くことのできない社会基盤であることから、引き続きこれを維持・強化していく。

現在の連絡船は、耐用年数が過ぎているため、利用者の安全性を考慮しながら継続利用し、新船の建造を検討する。

また、観光振興など他地域との交流を推進し、航路の利用者数の増大を図る中で、運行回数を増加するなど利便性の向上に努め、安定的な輸送体制を確立していく。

(2) 高度情報通信ネットワーク社会への対応

民間通信事業者との連携のもと、高度情報化社会に対応した通信基盤とし、行政、医療、福祉サービスの提供など離島生活における利便性の向上を図るとともに、住民等の主体的な取組による観光情報の発信や地場産品の通信販売、他地域との交流、サテライトオフィスの誘致など幅広い分野で地域の活性化を促進する。

(3) その他

流通の効率化を図るために、事業者間の連携を促すとともに、離島交通低炭素化促進事業費補助金の活用により、連絡船の燃費向上及びCO2の排出削減のほか流通コストの低廉化を図っていく。

また、島内の生活道については、高齢者等の歩行の安全性を高めるため、段差の解消に努めるなど、適切に維持補修を実施していく。

第3節 産業の振興等に関する事項

1 現況と課題

平成22年国勢調査における就業状態をみると、本地域の就業者総数は102人で、その内訳は第1次産業71人（構成比69.6%）、第2次産業0人（構成比0%）、第3次産業30人（構成比29.4%）となっている。

第1次産業のうち農業及び林業に従事するものではなく、主要産業である水産業についてみると、本地域は室戸岬を回って北上する黒潮の分枝流と瀬戸内海から流出する内海水との混合域に位置するため、極めて豊かな水産資源に恵まれており、島の周囲の岩礁帯はイセエビ、アワビ、サザエ等の良好な生息場となっている。漁法は、採貝、刺網、一本釣等が中心で規模は小さく、水揚げされた魚介類は主に近畿方面へ直接出荷されている。

これまで実施してきた漁港施設の整備は効果をあげ、良質な天然漁場に恵まれていることもあいまって、本地域の漁業者は比較的高い収入を得てきたが、景気の悪化や輸入水産物の増加に伴い魚価が低迷し、さらには資源の減少等によって漁獲高が減少傾向にあり、経営の安定化を図るため行政が支援する必要性が生じている。

なお、伊島漁港は、漁場の開発及び漁船の避難上特に必要と認められた第4種漁港であり、平成12年度に完成した防波水門によって港内の係留水域の静穏が確保され、紀伊水道を航行する漁船の避難港として重要な機能を担っているが、入出港時の航路水域の静穏を保つ施設整備は十分でなく、荒天時には漁船や連絡船の航行に支障をきたしていることから、引き続き対策が必要となっている。

第3次産業については、旅館業・サービス業等が主であるが、島の人口が年々減少し、観光等についても長期滞在者が少ないことから、安定的な収入が得られにくい状況になっている。

2 施策の内容

(1) 生産基盤の充実

伊島漁港は、沿岸域で操業する漁船等の避難港でもあり、港内水域の静穏を高め、波浪などによる災害防止を図るため、防波堤などの改良を推進する。また、効率的かつ安定的な漁業活動が可能となるように、各種補助金制度を活用し、共同利用施設及び機械・器具の整備を行うなど、生産基盤の充実に努める。

(2) 水産資源の増大

京阪神などの都市部へ新鮮な魚介類を安定的に供給し、漁業所得の向上を図るため、離島漁業再生支援交付金制度など各種補助金制度を活用し、計画的にアワビ等の種苗放流や資源管理を行うことで、水産資源の維持・増大に努める。

(3) 「伊島ブランド」の確立

地域で水揚げされる魚介類の付加価値を高めるための、品質管理の高度化、未利用資源の商品化などに努めるとともに、百貨店・スーパー等でのイベント開催や産直市場の出店、インターネットを利用した通信販売等に取り組み、消費者ニーズに適合した新たな流通体制を確立する。

このような取組によって、産地としての知名度向上を図り、「伊島ブラン

ド」の確立を目指す。

(4) 観光と連携

地域の豊かな海洋資源を活用し、漁業体験や釣り等の観光型漁業に取り組む中で、漁業者の所得向上と後継者の確保を図る。

また、地域の漁場利用については、本土の遊漁者等との調整を進め、水産業と海洋性レクリエーションとの共存を目指すものとする。

第4節 就業の促進に関する事項

1 現況と課題

本地域における就業者の69.6%が漁業に従事しており、周辺海域にはアワビ・サザエ等の生息に適した磯が多数あることから、漁業従事者のうち大半の者が採貝漁業を営んでいる。採貝漁業は、他の漁種に比べ着業までの初期費用が低く、潜ることが出来れば就業できるため、近年、島外に出た若者がUターンし、採貝漁業に従事するケースが増加している。今後は、このような若者を含めた漁業後継者が安定して漁業経営を続けられるよう、アワビ等の種苗放流や水産資源の管理を積極的に進めていく必要がある。

2 施策の内容

(1) 後継者対策

新規就業者やU J Iターンによる漁業後継者を確保するため、県、市と地元漁協が共同して就業に関する情報提供や相談窓口の開設、技術指導等の研修を実施する。また、融資制度を活用し、新規就業する場合に必要な初期投資への支援をしていく。

(2) 特産品の開発

未利用資源をはじめ、豊富な漁業資源を生かした商品開発を行い、6次産業化を推進するなど雇用機会の増大と経営の安定化を図っていく。

(3) 体験交流プログラムの作成

豊かな自然環境を生かして、自然観光資源の保存に配慮しながら自然学習をするエコツーリズムや滞在型の余暇活動を行うブルーツーリズムを推進し、様々な体験交流プログラムを作成すると共にインストラクター等の人材育成を図っていく。

第5節 生活環境の整備に関する事項

1 現況と課題

(1) 電気

昭和43年度に海底ケーブルが敷設され、電力普及率は100%となっている。

(2) 水道

簡易水道については、昭和30年に敷設し雨水に頼ってきたが、平成22年より地下水を利用できるようになり飲料水の質が格段に向上している。しかし、各家庭のトイレの水洗化に伴う使用量の増加や渇水期における水不足が懸念されている。

(3) ごみ処理

生ごみについては島内で自家処理し、不燃ごみ等は島外へ搬出して処理を行っている。中でも特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に定める家電廃棄物については、住民が自ら本土まで搬送するか、あるいは家電製品の買替時等に本土の小売店よって収集されているが、後者の場合は本土より高めの配送料を住民が負担する傾向にある。

また、国定公園であるにも関わらず、黒潮の分枝流と、内海水との混合域に位置することにより漂着するゴミや、観光客等によるゴミの置き捨ても問題となっている。

(4) し尿処理等

平成12年度にコミュニティ・プラントが完成し、殆どの世帯が加入し、衛生的な汚水処理が行われている。

2 施策の内容

(1) 水道施設の整備

簡易水道については、安定的な水質の維持、供給に努めるために、ろ過施設等を定期的に更新するとともに貯留施設等の基幹改良工事を行っていく。

(2) ごみ処理

廃棄物については、地域における生ごみ処理機の普及を促進するとともに、観光客等へのごみ持ち帰りの意識を啓発し、廃棄物の減量化に取り組む。

また、不燃ごみ等については、分別収集の徹底と搬送体制の強化に努め、本土において適正に処理・再資源化していく。

漂着ごみの問題については、他地域との交流を推進し、自然環境の保全を目的としたボランティア活動を行う。

(3) し尿処理等

清浄な海洋環境を保全するために、コミュニティ・プラントの加入世帯率が100%になるよう努める。

第6節 医療の確保等に関する事項

1 現況と課題

医療施設としては、阿南市設置の伊島診療所があり、阿南市医師会に委託して週1回の巡回診療が実施されているが、専門的医療をはじめ大半を本土に依存している。

また、救急患者については、地元住民の相互協力のもと、漁船等で本土へ搬送しているが、悪天候時など航行が困難な場合もあり、住民は医療に対して大きな不安を抱えている。

なお、県では、地域医療支援機構を中心に、へき地診療所等への代診医の派遣、広域的なへき地医療支援事業の企画調整等、医師確保・養成対策に積極的に取り組んでいる。

2 施策の内容

医療については、住民はもとより観光客等が安心して地域に滞在するための最重要課題であることから、「徳島県へき地保健医療計画」に基づき、地域の保健医療体制の整備充実に努めることとする。

(1) 医療体制の充実

伊島診療所においては医療施設の充実と診療日数、診療科目の増に努めるとともに、本土のへき地医療拠点病院等との連携を図り、地域の医療体制を強化していく。

また、妊婦が健康診査の受診及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するため、妊婦の健康診査の受診及び出産に係る交通費等について支援していく。

なお、緊急時においてはドクターヘリコプターの活用など、本土と一体的な救急搬送体制を確立するとともに、情報通信を利用した遠隔診断システム等の導入を検討する。

(2) 保健サービスの充実

住民の健康増進を図るため、健康診断や保健セミナー等のソフト事業にも取り組む等、住民が自らの健康をコントロールし、改善することができるよう支援し、健やかな地域社会づくりを推進する。

第7節 介護サービスの確保等に関する事項

1 現況と課題

介護保険事業については、住民で組織する伊島町会が介護サービス事業者認定を受け、平成12年度に開設した「伊島町高齢者ふれあいセンター」を拠点にデイサービスや訪問介護等を実施している。

2 施策の内容

高齢者の住み慣れた家庭、地域で生き生きと自立した生活を営むことができるよう在宅福祉を向上させ、介護支援専門員等の人材養成・資質向上に努めるとと

もに、高齢者や家族に対する相談援助体制の充実を図り、介護サービスを推進する。

第8節 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項

1 現況と課題

(1) 高齢者福祉

本地域の老年人口比率は32.9%（平成22年国勢調査）と阿南市全体の26.8%と比較しても高いが、住民間の相互扶助精神は強く、主として住民による熱心な地域福祉活動が行われている。

また、本地域に住む高齢者が連絡船を利用する際に、無料回数乗船券を交付し、高齢者福祉の向上を図っている。

(2) その他の福祉

市立保育所が1箇所あり、平成24年4月現在5名の児童が入所している。

2 施策の内容

(1) 地域福祉の増進

本地域の老年人口比率は本土に比べ高く、今後さらに高くなることが予想されるため、高齢者の健康増進、生きがい対策等のための施策を総合的に推進するとともに、住民の主体的な地域福祉活動を支援し、共に支えあう地域社会づくりを目指すものとする。

(2) 高齢者の社会参加の促進

高齢者が持つ様々な知識や経験、島の文化等を次世代へ伝承するため、小・中学生との交流会等を開催する等、高齢者が生きがいをもって社会参加できる機会を確保していく。

第9節 教育及び文化の振興に関する事項

1 現況と課題

(1) 学校教育

本地域には、小学校及び中学校が各1校設置されており、平成24年4月現在で小学生9名、中学生3名が在学している。

文化施設として、小・中学校併用の屋内運動場があり、地域のスポーツ活動やコミュニティ活動の拠点として利用されている。

小・中学校とも生徒数が減少しつつあるが、本土の高等学校と連携して固有植物の「イシマササユリ」の保護活動に取り組むなど、地域の特性を生かした特色ある教育が進められている。

なお、高等学校は本地域にはなく、本土に寄宿して通学しており、保護者にとっては経済的・精神的な負担となっている。

(2) 社会教育・生涯学習

生涯学習の拠点としては、集会所があり、人権研修や各種コミュニティ活動等に利用されている。

また、小・中学校との連携により英会話、育児、料理教室等の学習活動も行われている。

(3) 歴史・文化等

本地域からは、古墳時代の土器片が採取されており、紀伊水道における民族移動を研究する上で貴重な資料となっている。

文化財については、空也上人の作と伝えられる十一面観音像、三十三の石仏が並ぶ「西国三十三番ミニ霊場」、漁業の安全を祈願する弁才天、不動明王の石像等の旧跡が残されている。

民俗的には、空也上人や観音信仰に関する口伝えが多く、毎年2月に開催される観音開きの祭礼には多くの住民が参加して賑わっている。

2 施策の内容

(1) 学校教育

小・中学校においては、地域の自然環境や少人数という特性を優位性と捉え、個性的で魅力ある授業を実施するとともに、漁業体験や「イシマササユリ」の保護活動等の環境学習を通じて本土の学校との交流を促進し、生徒間の相互理解を深めていく。

また、他地域から児童・生徒を受け入れる離島留学制度に取り組み、生徒数の増加と地域教育の活性化を図るとともに、広く国民に本地域の特性を生かした教育機会を提供していく。

なお、子どもの修学の確保に資するためには、高等学校へ寄宿して通学している生徒への支援を配慮していく。

(2) 社会教育・生涯学習

学校、家庭、社会等が一体となり、生徒や住民が地域への愛着と誇りを持つための教育を推進し、次世代を担う人材育成に努めるとともに、住民の生きがいづくりに配慮した生涯学習活動を推進していき、学習相談体制の充実を図りながら地域住民の学習ニーズの把握に努めるとともに、地域への学習開放をさらに進め、講座内容を充実していく。

第10節 観光の開発に関する事項

1 現況と課題

本地域は、室戸阿南海岸国定公園に指定され、これまで大規模な観光開発は行われておらず、手つかずの自然環境が残された状況にある。

観光資源としては、初夏に優雅な花を咲かせる「イシマササユリ」、高さ30メートルの潮を噴き上げる洞窟等があり、全国的に貴重な野鳥の生息も確認されている。

また、周辺海域は好漁場で、県下有数の磯釣り場であるとともに、本土や阪和方面からのヨット・クルージングの中継地となっており、年間約5,000人の観光客が訪れる。

宿泊施設は民宿が1軒しかなく、その他に集客施設はなく、観光産業は発達していない。

2 施策の内容

(1) 体験型・滞在型観光の推進

地域の主体的な取組のもと、豊富な海洋資源を生かし、釣り、ダイビング、クルージング等の海洋性レクリエーションや漁業体験等のブルー・ツーリズムの振興を図る。

また、地域の自然環境をそのまま生かした遊歩道を完成させ、野鳥観察やウォーキングなどの多種多様な余暇活動を楽しむことができる滞在型観光の地として、魅力ある島づくりを進める。

(2) 受入態勢の充実

漁業従事者をはじめとする住民を中心に体験型・滞在型観光の受入態勢を整えるとともに、イセエビ、アワビ等の新鮮な食材を生かした特産品、郷土料理等の開発に取り組み、関連産業の活性化を促進する。

また、リピーターを増やしていくためには、こうした地域資源だけでなく、住民の観光客に居心地の良さを感じさせる心配りも地域の魅力となり得るものと考えられることから、地域の歴史、文化、景勝等を案内する観光ガイドの育成を図るとともに、わかりやすい観光案内板等の施設整備を進めるなど、観光客等の受入態勢の充実に努める。

さらに、多様な宿泊施設の提供の検討を進め、日帰り客を宿泊客としていくことが重要である。

(3) 観光情報の発信

魅力的な観光パンフレットやインターネットによるリアルタイムの情報提供など、充実した観光情報の発信に努め、観光客入込客数の増大を図る。

また、広報活動の一環として、プレスツアーを実施するとともに、映画やテレビ番組等のロケーション候補地として関係者にPRし、本地域の全国的な知名度向上を図っていく。

第11節 地域間交流の促進に関する事項

1 現況と課題

他地域との交流については、釣り・クルージング等の海洋性レクリエーション活動をはじめ、小・中学校における学校間交流、本土側住民と協働で行っている

イシマササユリの保護活動等の実績がある。

今後は、こうした交流機会をさらに拡大し、地域の活性化につなげていくことが重要である。

2 施策の内容

(1) 体験・交流プログラムの開発

国外との交流や自然環境に対する関心が高まる中、本地域の優れた海洋資源を生かした体験型・滞在型交流、自然環境の保全を目的とした調査研究やボランティア活動、本土の教育機関等による体験学習・環境教育、伊島小・中学校への離島留学など他地域との交流を推進し、交流人口の増加によって地域活性化を図り、自立的発展を促進する。

国外、国内の都市等の人々が地域に求めるニーズの把握に努め、多彩な体験・交流プログラムを開発する。この過程においては、住民、行政、学識経験者等によるワークショップを開催するとともに、本土側の住民や島出身者、離島に関心の高いボランティア人材等の参画も得て、幅広い視点から地域資源を再発掘していくことを検討する。

また、既に他地域との交流に一定の成果を挙げている先進地との意見交換を行い、課題の克服を図ることも地域間交流の一つと考えられる。

(2) 受入態勢の整備

地域住民を中心に交流の担い手となる人材の育成、組織づくりを進める。

また、地域間交流の拠点として、学校や集会所等のストックを有効活用するとともに、空き家を観光客等の滞在施設として整備し、貸し出すことも検討する。

(3) 交流の定着に向けた取り組み

地域の貴重な自然環境や、それを生かした交流プログラム等について、県内をはじめ国内外に向け積極的に情報発信を行うとともに、観光事業者、教育関係者等との連携を強化し、都市等の交流活動の促進・定着を図る。

こうした交流活動を通じ、地域の貴重な自然環境・生態系を将来にわたって保全していく必要性とその意義について、本土の人々の関心を高め、地域住民との相互理解を深めていく。

第12節 自然環境の保全及び再生に関する事項

1 現況と課題

本地域は、集落地を除く島全体が室戸阿南国定公園に指定され、手つかずの自然環境が残されている。また、島の固有植物「イシマササユリ」を保護しようと本土の高等教育機関と連携した活動も行っている。

一方、本地域には本土からの多くのごみや流木が漂着し、自然環境の保全はもとより、海上交通や漁業活動にも悪影響を及ぼしている。

2 施策の内容

貴重な自然環境の保全に努めるとともに、家庭ごみ等の減量化及び再資源化を進め、全国に誇れる人と自然とが共生する「エコ・アイランド」を構築していく。

また、漂着ごみ対策として、本土側の住民や自治体との幅広い連携によって清掃活動を実施するなど、一丸となって地域の自然環境を保全していくよう努める。

第13節 エネルギー対策に関する事項

1 現況と課題

本地域の家庭エネルギーは、供給が安定的な電気である。

また、工場等の大規模な施設はひとつもない。

2 施策の内容

電力不足が懸念されている中で、豊かな自然環境を生かした太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーへの変換も検討していく。

また、原油高騰は、本地域と本土を結ぶ離島航路の経営に直結するため、日ごろより燃費抑制に努めていく。

蛍光灯型防犯灯を消費電力の少ないLED型防犯灯に転換していく。

第14節 防災対策・国土保全施設等の整備に関する事項

1 現況と課題

(1) 消防・防災体制

本地域は海岸沿いのわずかな集落に人家が密集しているため、火災による類焼の危険性が高い。

また、近い将来には南海トラフ巨大地震の発生も予測されているところである。

このため、地元消防団及び、婦人防火クラブを中心に伊島地区防災会を組織し、火災や災害の発生に備えている。

(2) 国土保全施設

豪雨時には土砂災害や浸水被害が発生していることから、自然災害を未然に防止するための砂防えん堤等の整備、中央排水溝の排水対策が急務である。

また、隣接する前島においては、ヘリポートの機能を持つ避難地が整備されているが、橋梁が老朽化しており災害時に機能するように対策が必要である。

2 施策の内容

(1) 南海トラフ巨大地震対策の推進

県では、東日本大震災の課題と教訓から、今後、早急に実施すべき対策を網

羅した「とくしま-0作戦」地震対策行動計画を平成23年度に策定し、各種施策について、できるものから実施している。

市においても、地域防災計画に基づき南海トラフ巨大地震対策を進め、地域住民、関係機関等が一体となって地震・津波に対する備えを強化していく。

その一環として、平時から地震・津波の発生を想定した防災訓練や啓発活動に取り組むとともに、避難施設の充実、救援物資の備蓄等を計画的に進め、災害時の適切な対応を確保する。

(2) 地域防災体制の充実

自主防災組織の充実、強化及び消防団員の育成に努めるとともに、本土と連携した防災体制を構築する。

また、消防用整備については、高齢者等でも操作可能な施設整備を推進する。

(3) 国土保全施設の整備

海岸保全のための施設整備はほぼ完了しているが、本地域は台風等の自然災害を被りやすい条件下にあるため、現場状況に応じて適切な災害防除を行う。

土石流対策として、砂防えん堤整備等を早急に行う。

第15節 人材の確保及び育成に関する事項

1 現況と課題

本地域の住民が伊島町会を組織し、コミュニティプラントの管理、介護サービス事業者となり、島全体を支えている。

また、若者不足により青年団が途絶えていたが、近年に若者のUターン者が増え、平成19年に青年団が復活している。

本地域の出身者の寄附により基金を創設し、利子を本地域の活動に役立たせている。

2 施策の内容

今後においても伊島町会と連携し、担い手となる人材の育成に取り組み、離島振興に寄与する人材を確保する。

また、UJIターン等による人材を確保するため就業等に関する情報提供を行うとともに、地域を担っていく若者が帰島して生活していく上で、就業時に係る漁船購入等の費用と住宅建設費が重なり大きな負担となっていることから、公営住宅建設等による生活環境整備について、積極的に取り組む。

出羽島地域振興計画

徳島県

第1章 地域の現況

第1節 地域の概況

1 地勢・気候

出羽島は、牟岐川河口の南約4キロメートルの太平洋上に位置する外海・本土近接型離島で、面積0.65平方キロメートル、行政区域は海部郡牟岐町に属し、集落地を除く全域が室戸阿南海岸国定公園に指定されている。

地形は台地状をなし、島の面積の約77%、50ヘクタールを林野が占めており、耕地はほとんどなく、家庭菜園として利用されている程度である。

島の北部、本土に面して出羽島漁港があり、港の周辺2ヘクタールほどの平地に人家が馬蹄形に密集して集落を形成している。

気候は極めて温暖で、冬期においても積雪はおろか降霜さえほとんど見ることがない。

(2) 人口

国勢調査による人口推移をみると、平成22年調査時点で人口94人、世帯数58世帯であり、平成12年時点の155人から10年間で39.4%減少し、同期間における本県全体の4.7%減、牟岐町の16.1%減と比較しても人口減少は著しく、さらに平成2年から10年間の減少率36.2%と比較しても減少率は上がっており、老年人口比率も80%を超えていることから憂慮すべき状態となっている。

なお、年少人口は平成22年調査時点で0人、平成12年調査時点では4人、生産年齢人口は平成22年調査時点で18人、平成12年調査時点では56人となっている。

(3) 産業

基幹産業は水産業であり、アマダイなどを対象としたはえ縄、トコブシ、テングサ等の採貝や採藻が主体であるが、担い手の高齢化と漁獲高の減少が著しく、地域経済の停滞が顕在化している。

2 地域の特性

本地域においては、国指定天然記念物の「シラタマモ」をはじめとする稀少植物やハイビスカス等の亜熱帯植物が生育するなど環境汚染にさらされていない豊かな自然環境が残されている。

また、昭和中期の雰囲気醸し出す「みせづくり」と称される伝統的家屋の街並みが残存し、野口雨情の歌碑が建立されているなど文学とのゆかりも深く、訪れる人々にやすらぎを与える「癒しの空間」を形成している。

この豊かな自然環境と歴史・文化・風土に培われた景観は、県民共有の価値ある財産として後世へ引き継ぐ必要があるとともに、国民の癒し志向と合致する余暇活動の場、自然体験・環境教育の場として、また県南部の広域的な観光振興を図るための地域資源として、貴重な役割を担うものである。

さらに、全国的にも珍しい石積み堤防が残る周辺海域は、豊かな水産資源にも恵まれ、本土・京阪神へ新鮮な魚介類を供給する拠点としての役割を有している。

第2章 計画の内容

第1節 離島の振興の基本方針に関する事項

出羽島における離島振興の基本理念は、本土と連携した「昭和中期の世界にタイムスリップし、人と人、自然と人とが共生する癒しの空間の島づくり」を目指すとしており、島を訪れる人々が思い思いに島の人、自然、歴史、文化などと触れ合うことができる環境を整備することである。

また、主要産業である水産業と調和した海洋資源を生かした滞在型観光による地域づくりを柱とし、環境美化や自然保護の心構えを充実させた観光振興を図り、そこから観光地としての魅力を構築していく。

そのためには、地域の主体的な取組のもと、交流の担い手となる組織づくりと人材育成を進め、受入態勢の充実を図るとともに、本土の人々が気軽に地域で滞在することができるよう、交通の利便性や快適性を併せ持つ航路の充実を図るとともに宿泊施設及び生活利便施設の整備を推進する。

さらに、すべての住民が健康で安心して暮らせる地域社会を構築するため、情報通信基盤、防災基盤及び医療体制の充実に努めるとともに、住民の相互扶助による防災活動、福祉活動等を支援し、各分野における人材の育成に取り組むこととする。

第2節 交通及び通信施設の整備、往来及び流通に要する費用に関する事項

1 現況と課題

(1) 航路

本土との定期航路は、牟岐・出羽島航路があり、出羽島漁港と牟岐漁港の間4キロメートルを大生丸（おおいけまる。平成6年建造。FRP船17トン。定員70人）が一日6往復、片道15分で運行し、年間約2.5万人を輸送している。

これまで、航路事業者は、本土の公共交通機関との連携を図ったダイヤ運行に努めるとともに、国、県及び町は欠損額への助成を行い、航路の維持に努めてきたが、人口減に伴う利用者数の減少と船舶の老朽化が顕著となっている。

また、連絡船から乗降の際、岸壁と段差が生じており、高齢者や身体障害者にとっては非常に危険な状態となっている。

(2) 島内交通

本地域は狭い平地に集落が密集しており、道路の幅員が狭いため、島内の交通手段は自転車や手押しの荷車等に限定され、自動車はし尿収集車両が一台あるのみである。

また、集落内の生活道路については、アスファルト等で舗装されているが、路面にひび割れ、段差等が見られ、高齢者の歩行や災害時の避難活動等に支障

をきたしているとともに近年高潮により低地の浸水被害もおきている。

(3) 情報・通信

電話は、全域が普通加入区域であり、携帯電話の通話環境も良好で、防災行政無線も設置されている。

情報通信基盤については、平成21年度に牟岐町全域で光ファイバー網を整備し、光インターネットの利用が可能となった。

2 施策の内容

(1) 離島航路の維持・整備

本土との連絡航路は、住民の生活に密着した交通手段であるとともに、今後の地域間交流を推進する上で欠くことのできない社会基盤であることから、引き続きこれを維持・強化していく。

現在の就航船は耐用年数を経過しているため、高齢者等の利用に配慮した新船を建造するとともに、バリアフリー栈橋の整備についても検討する。

引き続き本土の公共交通機関との連携を図りながら利便性の高いダイヤを編成し、乗客サービスの向上に努めるとともに人の往来及び物資流通に要する費用の低廉化を図る。

また、観光など他地域との交流機会を拡大する中で、本航路の利用者を増大し、安定的な輸送体制を確立する。

(2) 高度情報通信ネットワーク社会への対応

インターネットの利用者が少ないため、IT講習会等の開催によって住民の情報活用能力を高め、情報通信を活用した住民の自主的な島おこし活動や、それを支援する人的ネットワークの形成を促進する。

(3) その他

集落内の生活道路については、路面の補修・段差解消及び避難路に手摺りを設置するなど、高齢者等が快適で安全に暮らせるまちづくりを推進するとともに海水による低地の浸水対策を図る。

第3節 産業の振興等の整備に関する事項

1 現況と課題

平成22年国勢調査における就業状態をみると、本地域の就業者総数は28人で、その内訳は第1次産業18人（構成比64.3%）、第2次産業2人（構成比7.1%）、第3次産業8人（構成比28.6%）となっている。

第1次産業のうち、農業及び林業に従事する者はいないが、主要産業である水産業についてみると、本島は北上する黒潮の影響を強く受け、天然漁場に恵まれた条件下にあり、タイ、アマダイ等の中高級魚を対象とした一本釣、アワビ・トコブシ等採貝、テングサ採取等の沿岸漁業が盛んである。

また、本地域の漁業者は、平成4年の漁協合併以降、本土の牟岐町漁協に属し、

漁獲した魚介類は主として本土へ直接水揚げしている。

近年は、磯焼けなどによって漁業環境が悪化し、その対策として水産資源の増大を図るため、アオリイカ産卵場造成、飼付漁場の造成、魚礁の設置、アワビ・トコブシ等の種苗放流、ヒトデ駆除等に取り組んできたが、担い手の減少と高齢化及び魚価の低迷によって漁獲高の減少に歯止めがかからず、非常に厳しい状態に直面している。

第2次産業及び第3次産業については、島内に事業所は少なく、就業者の大半は本土へ通勤するものである。

2 施策の内容

本地域の主要産業は水産業であり、次の施策によってその振興を図るものとする。

(1) 水産基盤等の充実

周辺海域の水産資源を増大し、本土へ新鮮な魚介類を安定的に供給するため、引き続き漁場・藻場の造成や種苗放流等を推進するとともに、他地域の漁業者との調整を図りながら適正な資源管理に努め、漁場の持続的な利用を確保していくとともに漁業者の利便性を損なわないため、漁協支所機能の存続を支援する。

また、漁業者の高齢化に対応した効率的生産・流通施設の整備を行い、産地機能の強化に努める。

(2) 観光型漁業への転換及び多角化の推進

地域の海洋資源を生かし、漁業体験やテングサ採取体験など観光型漁業に取り組むとともに、釣り、ダイビング等の海洋性レクリエーションとの連携を進め、漁家経営の多角化を図り、魅力ある産業として後継者の確保を図るものとする。

第4節 就業の促進に関する事項

1 現況と課題

本地域では人口減少が継続しており、特に60歳未満の人口は本地域全体の10%程度となる状況である。

また、本地域における就業者の大半は漁業に従事しており、周辺海域はアマダイ、アオリイカの好漁場ではあるが、高齢化が進み若年層の漁業者はほとんどいない。

新規就業者やUJIターン等による漁業後継者の確保が急務であるとともに漁業以外の島の特性を生かした産業の振興による雇用の確保も必要である。

2 施策の内容

若年層を中心とした雇用機会の拡充が必要であり、地域の特性や独自性を生かした産業の振興を図る一方で、地域における自主性や創意工夫を生かした良好な雇用機会の拡充や産業の振興に必要な実践的な職業能力の開発及び向上等就業の

促進のための施策に取り組む。

具体的には、新規就業者やU J I ターン等による漁業後継者を確保するため、県、町と漁協等が共同して就業に関する情報提供、相談窓口の開設、技術指導等の研修を実施する。

また、漁業近代化資金等の制度融資を活用し、新規就業する場合に必要な初期投資への支援を行う。

第5節 生活環境の整備に関する事項

1 現況と課題

(1) 電気

昭和41年度に海底ケーブルが敷設され、電力普及率は100%となっている。

(2) 水道

昭和47年度に水源を本土内妻川に求めた簡易水道が整備され、海底送水によって安定的に供給されている。

(3) ごみ処理

ほとんどの家庭で生ごみ処理機を使用した自家処理を行っており、島をあげて廃棄物の減量化に取り組んでいる。

また、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に定める家電廃棄物及び不燃ごみ等については、海部郡衛生処理事務組合が運営するし尿運搬船で本土まで搬送し、適正に分別処理・リサイクルがなされており、地域住民が負担する費用についても本土と格差がないものとなっている。

一方、台風や豪雨の後には、本土から大量のごみが漂着し、地域住民が協力し合い清掃を行っている。地域住民による清掃活動も高齢化の進行によって年々活動が困難となりつつある中、ボランティア団体による清掃活動が年2回実施されている。

(4) し尿処理等

し尿については、島内に浄化槽設置世帯はなく、定期的に車両で収集し、し尿運搬船により本土へ搬送している。しかし、生活排水は未処理のまま海へ流入しているため、環境保全の観点から、合併処理浄化槽等の普及促進が望まれている。

2 施策の内容

(1) 水道

水道については、既存の滅菌室・ポンプ等の水道設備を定期的に更新し水質の維持に努める。

(2) ごみ処理

引き続き生ごみ処理機の普及を促進し、住民の自助努力のもと廃棄物の減量化に取り組むとともに、漂着ごみ対策として、本土側の住民や自治体等と連携した清掃活動を実施するなど、県民ぐるみで地域の自然環境を保全していくよう努める。

(3) し尿処理等

し尿及び生活雑排水の処理策として、合併処理浄化槽の設置を推進し、清浄な海洋環境を保全していく。

第6節 医療の確保等に関する事項

1 現況と課題

医療体制については、県立出羽島診療所を平成3年に新築し、県立海部病院に配置した医師によって週3回の診療が実施されている。

海部病院との間では、ファクシミリや電子メールを利用した診療支援も行われているが、専門的医療をはじめ大半を本土に依存している。

また、救急患者については、住民の相互協力により漁船等で本土へ搬送しているが、悪天候時など航行が困難な場合もあり、住民は医療に対して大きな不安を抱えている。

2 施策の内容

医療については、住民はもとより観光客等が安心して地域に滞在するための最重要課題であることから「徳島県へき地保健医療計画」に基づき、地域の保健医療体制の整備充実に努めることとする。

(1) 医療体制の充実

県立出羽島診療所においては、住民の健康状態等に応じて診療日数の増に努めるとともに、県立海部病院をはじめとするへき地医療拠点病院との連携を強化し、高齢化に対応した医療体制を構築していく。

また、妊婦が健康診査の受診及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するため、妊婦の健康診査の受診及び出産に係る交通費等について支援していく。

なお、緊急時におけるドクターヘリや防災ヘリコプターの活用など、本土と一体的に救急搬送体制の整備を図るとともに、情報通信基盤を利用した遠隔医療の充実を検討する。

(2) 保健医療サービスの充実

住民の健康増進を図るため、定期健康診断や保健セミナー等のソフト事業にも取り組み、健やかな地域社会づくりを推進する。

第7節 介護サービスの確保等に関する事項

1 現況と課題

高齢化が進行する牟岐町内においても特に高齢化が著しい本地域では、高齢者の1人世帯や高齢者が高齢者を介護する、いわゆる老老介護が進行している。

このような現状から介護サービスが必要不可欠であるが、訪問系サービス（ヘルパー派遣等）や通所系サービス（デイサービス等）等が離島であるがゆえの交通の利便性の不利な条件により、民間のサービス事業所が参入しにくくなっている。

また、介護予防の観点から地域支援事業で生活管理指導員派遣事業（ヘルパーの派遣）や健康相談の定期的開催及び介護サービス以外の町独自のサービスとして生きがい活動支援通所事業（島の家を利用したのデイサービス）を行っている。

2 施策の内容

日常生活活動が比較的活発なため介護予防に大きく貢献している本地域であるが、年齢の高齢化、1人世帯化、老老介護の進行等諸問題が山積しており、より一層の介護予防サービスや介護サービスの充実が必要である。

こうしたことから、現状の介護（予防）サービスの継続及び充実や、新規サービス事業者の参入を促進する。

また、生きがい活動支援通所事業の参加者を増やすための参加したくなるような多彩なメニューの展開や健康相談の定期開催数を増やすことにより細やかな相談に応じる。

第8節 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項

1 現況と課題

（1）高齢者福祉

本地域の老年人口比率は80.9%（平成22年国勢調査）と、牟岐町全体の41.6%と比較しても著しく高く、一人暮らしの高齢者も増加している。

このため、町は民間事業者との連携のもと、保健師やホームヘルパー等による訪問活動をはじめ、平成11年に開設した保健福祉センターにおいてデイサービスを実施し、高齢者への支援を行っている。

また、本地域では、従来から住民の相互扶助による地域福祉活動が進められてきたが、相対的に高齢化が進行する中、地域福祉の維持が困難となりつつある。

（2）その他

保育所は、出生児数の減少に伴い平成2年度に廃止されている。

2 施策の内容

(1) 福祉サービスの拡充

本地域は老年人口比率が著しく高く、平成34年には90%を超えると予測されており、今後はさらに高齢者福祉を増進していくことが重要である。

こうしたことから、町は、本土の社会福祉協議会や福祉事業者等と連携し、地域における福祉サービスの充実を図るとともに、一人暮らしの高齢者が安心して生活できるよう緊急通報電話の設置を推進し、緊急時の救援・救護体制の確保に努める。

また、県は、保健福祉サービスを担う人材の育成・確保に努め、町の介護保険事業等の円滑な実施を支援していく。

(2) 高齢者の社会参加の促進

高齢者が持つ様々な知識や経験と島の暮らしぶりを次世代へ伝えるため、本土児童との交流会を開催し、高齢者が生きがいをもって社会参加できる環境づくりに取り組む。

第9節 教育及び文化の振興に関する事項

1 現況と課題

(1) 学校教育

文教施設については、出羽小学校が平成21年度に廃校になり体育館は集会所として運動場は緊急時のヘリポートとしての機能を有する。

島内の小・中・高校生は平成24年4月1日現在ではない。通学する場合、高校生は通学時間と連絡船の就航時間との関係で本土に下宿することとなるため、保護者にとっては経済的、精神的な負担となる。

(2) 社会教育・生涯学習

島内に社会教育施設はなく、漁村センターにおいて、人権研修、地域課題の学習会、俳句講座等の活動が行われている。

(3) 文化的資産・財産

本地域の大池には、世界的にも希少な国指定天然記念物「シラタマモ」が自生している。一時は絶滅の危機にさらされたが、専門家や地域住民の熱心な保護活動により、平成7年の調査以降は順調に繁殖している。

集落においては「みせづくり」と称される伝統的家屋の町並みが残存し、独特の風情を醸しているが、全体的に家屋の老朽化が著しく、今後は維持・保存していくことが課題となっている。

また、出羽島港には、明治4年頃に築造された、全国的にも珍しい石積み防波堤が残存しており、現在も漁港の最も重要な防波堤としての役割を担うとともに、歴史的・景観的にも重要な建造物として評価されていることから、「出羽島の漁業史記念物」として、今後も維持・保存していくことが重要である。

2 施策の内容

(1) 本土への通学費助成

島内の児童・生徒が連絡船を利用して本土の小・中学校へ通学する経費について、町から助成を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減と地域からの人口流出の抑制を図るものとする。

なお、子どもの修学の確保に資するためには、高等学校へ寄宿して通学する生徒への支援を配慮していく。

(2) 本土の教育機関による地域資源の活用

本土の学校の学習課程や県立牟岐少年自然の家において、本地域の自然環境、歴史・文化及び水産業等を活用した体験学習・環境教育を推進し、自然保護の重要性や地域固有の民俗に対する理解を深めていく。

(3) 社会教育・生涯学習の推進

町は、学習相談体制の充実を図りつつ、地域住民の学習ニーズの把握に努め、高齢者等の生きがいに配慮した生涯学習を推進する。

また、県としても、広域的な観点から指導者の養成・確保に努め、学習情報の提供等の支援を行っていく。

(4) 文化的資産の保存・活用

国指定天然記念物「シラタマモ」については、専門家による調査を継続しながら保護に努め、周辺環境の保全に取り組む。

また、伝統的家屋の町並みについては、地域住民の協力を得ながら町の「伝統的建造物群保存地区」に指定し、さらに国の「重要伝統的建造物群保存地区」の選定を視野に入れて景観保存に努め、その文化的価値を積極的に広報し、観光振興につなげていく。

第10節 観光の開発に関する事項

1 現況と課題

本地域においては、これまで大規模な観光開発は行われておらず、手つかずの自然環境が残された状況にある。

観光資源としては、本島に近接する大島、津島などの県下有数の磯釣り場、美しい珊瑚等が観賞できるダイビングスポット、温暖な気象条件下で生育する亜熱帯植物や国指定天然記念物の「シラタマモ」、伝統的家屋の町並み等があり、山頂の灯台からは太平洋の雄大な眺めを一望することができるが、現在は、樹木により眺望が妨げられている状況となっている。

観光客は、主に釣りを目的に年間約7,000人が来島しているが、ほとんどが日帰りであり、観光収入に結びついていない。

2 施策の内容

県、町及び住民等との協同のもと、島の温暖な気候と豊かな自然環境、本土に

近接した地理的特性を生かし、本土の住民にとって身近な「癒しの空間」の形成に努め、同時に、海洋資源に恵まれたレクリエーション活動の場として、魅力ある島づくりを進める。

(1) 体験型・滞在型観光の推進

漁業や海洋資源等を生かした体験型・滞在型観光を推進し、都市や農山村等との交流人口の拡大を図りながら、地域の創意工夫による自立的発展を目指すものとする。

そのため、地元漁業者をはじめとする住民を中心に受け皿となる組織づくりを進め、交流の担い手となる人材育成に努める。

また、住民が観光ガイドを務め、地域の歴史、文化、景勝等を観光客に紹介する態勢を整えることも検討していく。

(2) 観光情報の発信

本土との広域観光ルートを形成し、県、町及び観光事業者等は相互に連携しながら県内外に向けて情報発信を行い、観光入込客数の増大を図る。

また、広報活動の一環としてプレスツアーを実施するとともに、映画やテレビドラマ等のロケーション候補地としてPRするなど、本地域の全国的な知名度向上を図るものとする。

(3) 廃校施設の有効活用と観光施設の整備

廃校の出羽島小学校の施設を観光客等のための滞在施設・交流拠点として再整備し、有効に活用していくとともに、空き家を利用した休憩施設、店舗等の整備をする。

また、遊歩道・公衆トイレ等の観光施設の整備充実を図る。

さらに、山頂の灯台からの景観を守るための適切な管理・整備を図る。

第11節 地域間交流の促進に関する事項

1 現況と課題

他地域との交流については、釣り、サーフィン等の海洋性レクリエーション活動をはじめ、廃校施設を利用した合宿やオリエンテーリング、シラタマモの保護活動、近畿在住の町出身者で構成される「近畿牟岐会」との交流会等の実績がある。

今後はこうした交流機会をさらに拡大し、地域の活性化につなげていくことが重要であるが、住民の高齢化に伴い、能動的な地域活動を担う人材が不足しており、行政の支援や本土住民と連携した仕組みづくりが必要となっている。

2 施策の内容

国民のゆとりある生活や自然環境に対する関心が高まる中、本地域の優れた海洋資源を生かした体験型・滞在型交流、自然環境の保全を目的とした調査研究やボランティア活動、本土の教育機関等による体験学習・環境教育など他地域との交流を推進し、交流人口の拡大によって地域の活性化を図り、自立的発展を促進

する。

そのための取組として、町及び地域住民等は相互に協力し、本地域ならではの交流・体験プログラム（漁業体験、テングサ採取とトコロテンづくり講習、磯場での自然観察会、シラタマモの保護活動、地域の歴史・民俗の語り部、出羽島アート展の開催等）を展開する。

（１）交流プログラムの開発

都市等の人々が地域に求めるニーズの把握に努め、多彩な体験・交流プログラムを開発する。この過程においては、住民、行政、学識経験者等によるワークショップを開催するとともに、本土側の住民や島出身者、離島に関心の高いボランティア人材等の参画も得て、幅広い視点から地域資源を再発掘していくことを検討する。

また、既に都市等との交流に一定の成果を挙げている先進地との意見交換を行い、課題の克服を図ることも検討する。

（２）受け入れ体制の整備

地域住民を中心に交流の担い手となる人材の育成、組織づくりを進める。また、地域間交流の拠点として、集会所・空き家等の有効活用を検討する。

第 1 2 節 自然環境の保全及び再生に関する事項

1 現況と課題

本地域は、集落地を除く島全体が室戸阿南国定公園に指定されており、温暖な気候に恵まれ、県内でも分布の少ないアコウやシラタマカズラなどの亜熱帯植物が繁茂している。また世界的に珍しい「シラタマモ」も自生する自然環境豊かな地域である。

2 施策の内容

貴重な自然環境の保全及び適正な利用を図るとともに、家庭ごみ等の減量化を進める。

また、漂着ごみ対策として、本土側の住民や島外及び県外からのボランティアにより行われているビーチクリーン活動を継続しつつ、地域の自然環境を保全していくよう努める。

第 1 3 節 エネルギー対策に関する事項

1 現況と課題

島内では平成 2 4 年 4 月現在、再生可能エネルギーの利用等は進んでいない。災害等にも強い再生可能エネルギーによる自立・分散型エネルギー供給システムの構築が必要となってくる。

2 施策の内容

再生可能エネルギーの利用推進と災害等にも強い波力発電、太陽光発電等による自立・分散型エネルギー供給システムの構築をはかるとともに石油製品価格の低廉化にも努める。

第14節 防災対策・国土保全施設の整備に関する事項

1 現況と課題

(1) 消防・防災体制

本地域は地形的に平地が少なく、集落に人家が密集しているため、火災による類焼の危険性が高い。また、近い将来には南海トラフ巨大地震の発生も予測されているところである。このため、地元消防団を中心に地域防災体制を整え、防災啓発活動や消火栓等の点検、消火器を使った消火訓練、地震・津波を想定した避難訓練等を行い、防災意識を高めている。

今後の課題としては、住民の高齢化に伴って、地域防災体制の弱体化が懸念されている。

(2) 国土保全施設

急傾斜地や地すべり地区の対策は、ほぼ完了し、地震による津波対策のための避難路も整備されている。

また、これまで実施してきた漁港海岸事業及び建設海岸事業により、防潮堤等の設置は完了しているが、集落周辺において津波対策の護岸整備をさらに強化する必要がある。

(3) 避難路・避難施設

避難場所は3箇所（施設2箇所、高台1箇所）と避難場所へ続く避難路は3路線あるが、避難路は道幅が狭く、拡幅、改良、手すりの設置、路面補修の必要性があり、また、津波避難タワーが1箇所あるが、耐震診断及び改修が必要である。

2 施策の内容

(1) 南海トラフ巨大地震対策の推進

県では、東日本大震災の課題と教訓から、今後、早急に実施すべき対策を網羅した「とくしま-0作戦」地震対策行動計画を平成23年度に策定し、各種施策について、できるものから実施している。

町においても、地域防災計画を早急に見直し南海トラフ巨大地震対策を進め、住民、関係機関等が一体となって南海トラフの巨大地震に対する備えを強化していく。

(2) 地域防災体制の充実

住民相互の連帯感のもと、地域防災体制の強化を図り、住民と県、町及び関

係機関が協同して防災訓練や啓発活動に取り組み、災害時の適切な対応を確保していく。

また、消防用設備については、高齢者等でも簡単に操作ができる施設整備を推進する。

(3) 防災基盤の整備

整備した出羽島ヘリポート及び出羽島集会所（旧出羽小体育館）を中心に、災害時の緊急避難場所としての施設整備を行い、救援物資等の備蓄を計画的に進める。

(4) 国土保全施設の整備

急傾斜地や地すべり地区については、現場の状況に応じて適切な対策を施し、人命の安全を確保する。

また、地震による津波対策として、老朽化した堤防を補強するとともに、集落周辺の護岸に消波ブロック等を設置する。

(5) 避難路・避難施設の整備

避難場所・避難路の改修等の整備をはかるとともに備蓄倉庫・非常用電源等の確保につとめる。また、新たな避難場所（高台）と避難路の整備にも努める。

第15節 人材の確保及び育成に関する事項

1 現況と課題

本地域は高齢者が大半で若年・壮年層が少ないため、産業、観光、情報、福祉、教育、防災等の各分野において、地域づくりを担う人材が不足し、地域の振興に寄与する人材の確保・育成が急務である。

2 施策の内容

地域の振興に寄与する人材の確保・育成をはかるため、島外に出ている島内出身者の活用、人材の誘致など島外からの支援等をはかりつつ、UJIターン等による人材を確保するため、就業等に関する情報提供、相談窓口の開設、技術指導者研修等を積極的に実施する。